

今治市都市景観形成誘導要領

今治市都市景観形成誘導要領の全部を次のように改正する。

(目的)

第1条 この要領は、市街地の美観の維持保全及び歴史的環境と調和した今治らしい都市景観の形成に関する必要な誘導基準を定め、建築物及び工作物の建築等に際し、地域の良好な住環境への誘導を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市景観の景観 今治らしい都市を守り、育て、つくることをいう。
- (2) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する工作物の内、屋根及び柱若しくは壁を有するものをいう。
- (3) 工作物 前号に規定する工作物のうち、これに付属する門若しくは塀、その他これらに類する施設をいう。
- (4) 条例 愛媛県屋外広告物条例(昭和39年愛媛県条例第50号)をいう。

(都市景観形成誘導地区の指定)

第3条 市長は、都市の景観形成を図るために次の各号の一に該当する地区を都市景観誘導地区として指定するものとする。

- (1) 商業業務施設が一体をなして今治らしい都市景観を形成していく必要のある地区。
- (2) 今治市の歴史的背景の中でこれを支える新しい街づくり、緑豊かに住まう街づくりを目指す必要のある地区。

2 前項第1号の規定による地区は別図1、同項第2号の規定による地区は別図2の通りとする。

(行為の届け出等)

第4条 都市景観形成誘導地区においては、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、あらかじめその内容を届け出るよう指導するものとする。

- (1) 敷地面積が300平方メートル以上、又は延床面積が500平方メートル以上の建築物の建築
- (2) 工作物の設置
- (3) 第1号に該当する建築物の大規模の修繕、若しくは模様替え、又は外観の過半にわたる色彩の変更。

(協議)

第5条 市長は、都市景観形成誘導地区において届出のあった建築物の建築又は工作物設置

をしようとする者に対し、次条に定める都市景観誘導基準(以下「誘導基準」という)に関する協議を別記様式により行うよう指導するものとする。

2 前項の協議は、当該建築物の建築等の計画立案又は建築確認申請書提出の際に行うよう指導するものとする。

3 市長は、必要と認めるときは、第1項の協議を行った者に対し都市景観形成について誘導又は助言することができる。

(誘導基準)

第6条 第3条第1号に該当する地区の誘導基準は、次の各号に定めるところによる。

(1) 建築物の建築等の意匠 優れた都市景観の形成に配慮されたものであることとする。

(2) アーケード 原則として設置しないこととする。ただし、公共公益施設で建築基準法に基づき建築審査会の同意を得たものは、この限りでない。

(3) 建築設備の位置形態 街路又は街路に接する公園等の公共の用に供する場所から容易に望見される位置に露出しないよう努めるものとする。ただし、やむを得ず露出する場合は、遮へいする等都市景観の形成に配慮されたものとするよう努めるものとする。

(4) 屋外広告物類 すべて敷地内に納めるものとし、そのデザイン、色彩等は、都市景観上建築物等と調和のとれたものとする。

(5) 日よけテント等 次の基準の範囲内で必要最小限のものとする。ただし、設置許可を得たものは、この限りでない。

ア 路面からの高さは、2.5メートル以上で張り出しは敷地境界線から1メートル以下とする。

イ 道路上に支柱は、設けない。

ウ 屋根材は、防災処理されたものでそのデザイン・色彩等は都市景観上調和のとれたものとする。

(6) 塀等 道路に接して塀類は、設置しないこととする。

(7) 植栽植樹等 敷地内空地には支障のない限り、良好な環境形成のための緑化に努め植栽植樹等の配慮をすることとする。

2 第3条第2号に該当する地区の誘導基準は、次の各号に定めるところによる。

(1) 建築物の建築等の壁面後退 道路境界線から1メートル以上後退することに努め、角地は、開放された形態とする。ただし、敷地の形態、道路の位置等によりこれにより難しいときは緩和することができる。

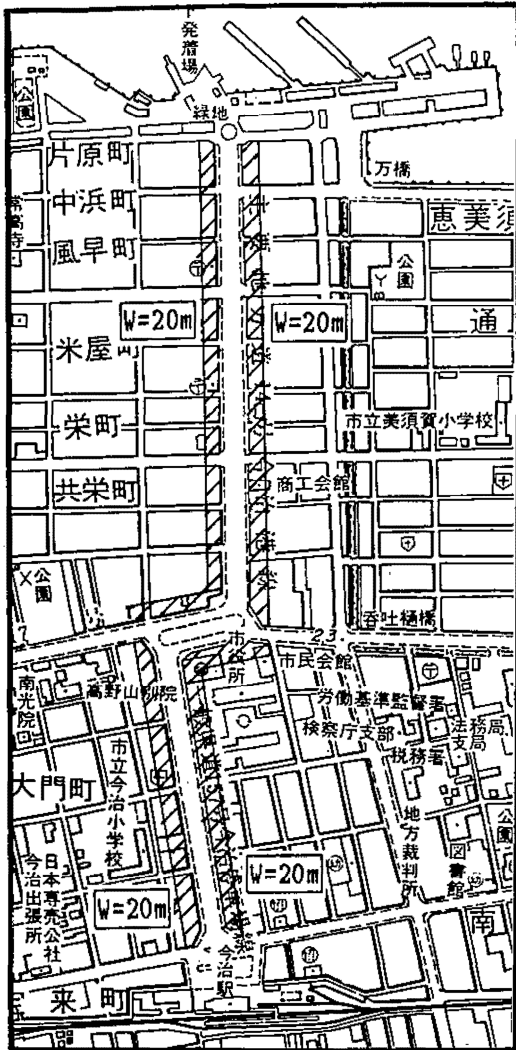
(2) 建築物の建築等の意匠 歴史的遺産を守り育てる街づくりの形成に配慮されたものであることとする。

(3) アーケード 前項第2号の基準を準用するものとする。

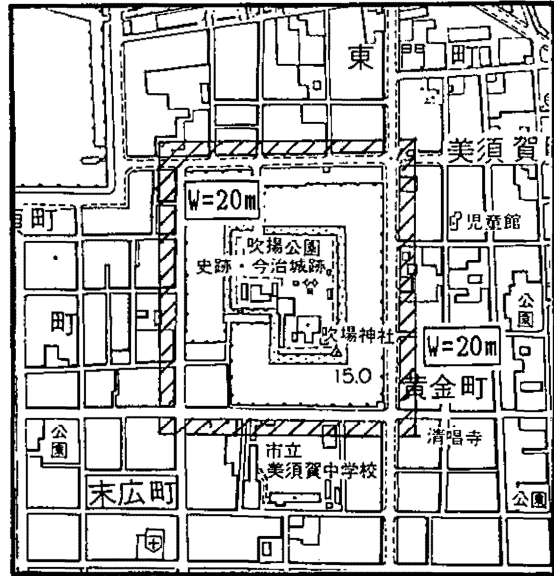
- (4) 建築設備の位置形態 街路又は街路に接する公園・広場等の公共の用に供する場所から容易に望見される位置に露出しないよう努めるものとする。ただし、やむを得ない場合は、植栽植樹その他で歴史的景観を損なわない配慮に努めることとする。
- (5) 屋外広告物類 条例に基づき道路区域においては、広告を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない。
- (6) 日よけテント等 前項第5号の基準を準用するものとする。
- (7) 塀等 道路に接して高さ1メートルを超える塀類は、設置しないよう努めるものとする。ただし、次の事項の全てを満たすときは、この限りでない。
 - ア 道路の境界線上からその接する部分の平均高さが1.2メートル程度以下のもの。
 - イ 道路境界線から0.5メートル以上後退し、その間に緑地帯を設け快適な外構空間が形成されるもの。
- (8) 植栽植樹等 前項第7号の基準を準用するものとする。

付 則 この要領は 令和3年4月1日 から施行する。

別図1の区域



別図2の区域



別記様式

都市景観形成誘導要領に基づく協議書

(宛先) 今治市長

(協議者) 住所
氏名
電話

次の通り都市景観形成誘導要領に基づき、関係図書を添えて協議します。

建築主の住所・氏名		電話 ()				
協議代理者の住所・氏名		電話 ()				
設計者の住所・氏名		電話 ()				
建築等の計画の場 所						
建築物概要	主要用途		階数		敷地面積	
	構造		高さ		延床面積 (計画部分)	
	工事種別	新築・増築・改築・移転・修繕・模様替え・色彩の変更				
	配慮した事項 (例: 外壁・屋根等)					
	屋上工作物等	高架水槽	m・冷却塔	m・広告塔	m・その他	m
	予定工事時期	年 月 ~ 年 月				
工 作 物 概 要	名称			規模		
備考						
1 建築物概要の欄は、計画が定まっている項目について記入すること。						
2 付近見取図および建築物の配置・平面・立面を示す基本計画図を添付すること。						
3 その他、必要と認める書類を添付すること。						
4 この協議は、建築物の建築等の計画の立案及び建築確認申請の際に行うこと。						